

秩父市告示第 126 号

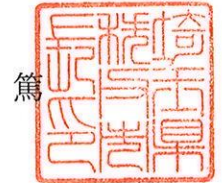
令和 6 年 3 月 22 日付け秩父市告示第 39 号により告示した秩父市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 11 条第 1 項の規定により公告し、変更理由書を添えて当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、秩父市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある時は縦覧期間中に秩父市に対し意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の農用地利用計画にかかる農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議のある時は縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に秩父市にこれを申し出ることができる。

令和 6 年 6 月 17 日

秩父市長 北 堀



- 1 秩父市農業振興地域整備計画の変更案および変更理由書の縦覧期間
自 令和 6 年 6 月 17 日
至 令和 6 年 7 月 16 日
- 2 秩父市農業振興地域整備計画の変更及び変更理由書の縦覧場所
秩父市役所農業政策課 秩父市熊木町 8 番 15 号 秩父市歴史文化伝承館 1 階
- 3 意見書の提出について
 - ・書面での提出に限ります。電話や窓口における口頭意見は受けられません。
 - ・個人の場合、住所、氏名を記載すること。
 - ・法人の場合、所在地、法人名、代表者名を記載すること。
 - ・意見書の内容は公表します。
 - ・意見書に対する個別回答は行いません。処理結果は農振地域整備計画の公告で行います。